九州短期大学共創プラットフォームの組織に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、九州短期大学共創プラットフォーム（以下「JC-Link という。」）協定書（令和７年３月２５日締結。以下「協定書」という。）第２条の規定に基づき、JC-Link の連携校、協力機関及び外部参画機関（以下「参画機関」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（参画機関の定義）

第２条　JC-Link を構成する各機関の定義は、次に掲げるとおりとする。

（1）連携校　協定書の目的に賛同する九州内の短期大学をいう。

（2）協力機関　協定書の目的に賛同する、九州内の短期大学を除く高等教育機関をいう。

（3）外部参画機関　JC-Link の事業を支援する、前２号以外の機関で JC-Link 統括委員会（以下「統括委員会」という。）が認めた企業、地方公共団体、公益法人及びその他の団体をいう。

（参画）

第３条　新たに JC-Link に参画するには、別紙「九州短期大学共創プラットフォーム参画意思表明書」を JC-Link へ提出し、統括委員会の承認を得なければならない。

（会費）

第４条　参画機関は、協定書第３条に掲げる活動に資するため会費を支払わなければならない。

２　会費の額及び徴収方法等会費について必要な事項は、統括委員会の議を経て、別に定める。

（資格の喪失）

第５条　参画機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

（1）退会したとき。

（2）除名されたとき。

（退会）

第６条　参画機関が退会するときは、統括委員会の承認を得なければならない。

２　参画機関は、一会計年度の途中において退会したときも、当該年度の会費を納入しなければならない。

３　参画機関が退会したときは、JC-Link に対する一切の権利を失うものとする。

（除名）

第７条　統括委員会は、参画機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該委員会の議を経て、除名することができる。

（1）JC-Link の名誉を傷つけ、又は JC-Link の目的に違反する行為があったとき。

（2）JC-Link の参画機関としての義務に違反したとき。

（3）会費を２年以上滞納したとき。

２　統括委員会は、参画機関を除名するに当たっては、当該委員会において弁明の機会を与えなければならない。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、組織に関し必要な事項は、統括委員会が別に定める。

附 則 この規程は、令和７年９月２４日から施行し、令和７年３月２５日から適用する。